



鎌倉市屋外広告物条例のあらまし



良好な景観の形成を目指して

広告物は都市景観を構成する重要な要素です
鎌倉では、これまで多くの人々が、歴史と自然に調和した
まちの景観を守るため、お互い協力してきました
この冊子では、鎌倉の広告物に関するルールや
デザインの方法などについて紹介します

令和4年（2022年）4月

目次

1	屋外広告物とは	…	1
2	許可の基準	…	2
3	禁止地域等と禁止物件	…	8
4	規制を受けない（適用除外）広告物	…	9
5	広告景観形成地区	…	11
6	広告協定	…	11
7	技術的支援、表彰制度	…	11
8	許可申請手数料と許可期間	…	12
9	設置者等の義務	…	13
10	経過措置	…	14
11	屋外広告物に関する景観形成基準	…	15
12	許可申請フローチャート	…	17

1 屋外広告物とは

屋外広告物の定義（屋外広告物法第2条第1項）

屋外広告物とは以下の4つの要件を満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外に表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出し、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物の種類

屋外広告物には、建築物の屋上に設置される「屋上広告塔」や「屋上広告板」、建築物の壁面に設置される「壁面利用広告物」、建築物の壁面から突出して設置される「壁面突出広告物（袖看板）」、独立して設置される「広告塔・広告板」「はり紙」「広告旗（のぼり旗）」「つり下げ旗」などがあり、これらに応じた基準が定められています。



2 許可の基準

許可地域（禁止地域等や禁止物件以外）で広告物等を表示し、又は設置する場合には、5種類の許可地域ごとの、大きさや高さなどの許可基準による許可が必要です。

また、広告物等の種類ごとの基準も定めています。

※ 広告物等とは、広告物又は広告物を掲出する物件のことをいう。

許可地域（条例第8条・別表第1）

- ① 第1種地域
- ② 第2種地域
- ③ 第3種地域
- ④ 第4種地域
- ⑤ 第5種地域

※ 禁止地域等・許可地域は、市ホームページでご覧いただけます。
※ 当該マップは参考図となりますので、最新の情報及び詳細な規制状況については、窓口にお問い合わせください。

許可地域区分別の許可基準（条例第8条・別表第2「1 建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等」）

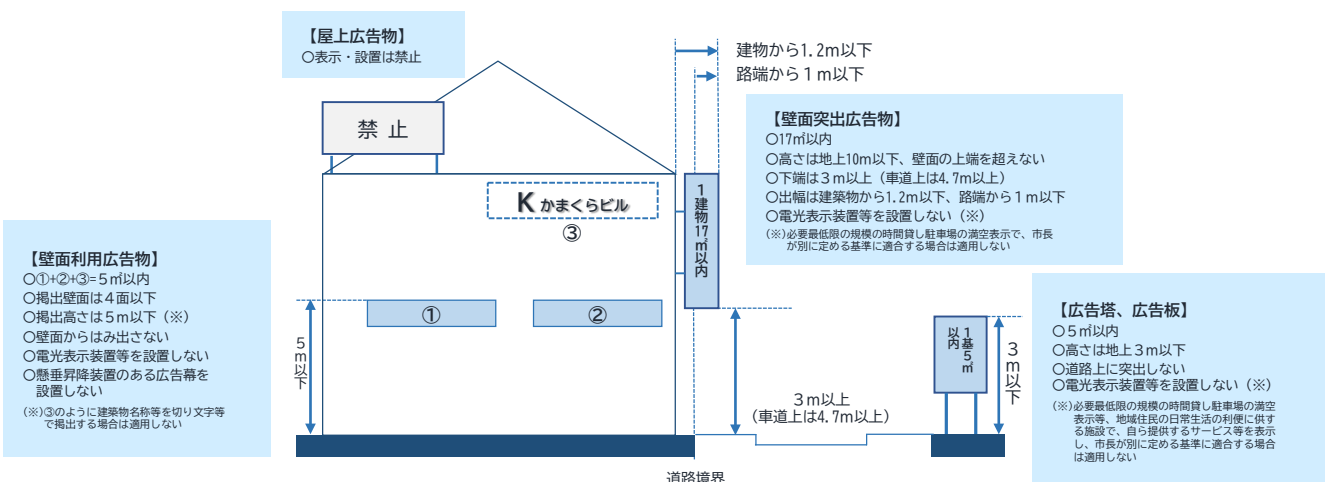
■ 第1種地域

該当地域

- 風致地区、近郊緑地保全区域（第一種住居地域、第二種住居地域を除く。）
- 歴史的風土保存区域
- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域

- ・ 広告物の表示面積の合計は27㎡以内
- ・ 自己用外広告物（適用除外のもの、市内店舗等の敷地から3km以内に設置する「特定案内誘導広告物」、電柱の巻付け看板・添架看板、電車・自動車等の外面を利用するものを除く。）の表示・設置禁止
- ・ ネオン照明、点滅、動光、明るすぎるLED照明等の設置禁止
- ・ 電光表示装置等の設置禁止
- ・ 投影広告物の表示禁止

特定案内誘導広告物、広告旗の基準▶P5 参照



■ 第2種地域

該当地域

- 風致地区、近郊緑地保全区域（第一種住居地域、第二種住居地域に限る。）
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域（風致地区、第4種地域に該当する地域を除く。）
- 市街化調整区域（風致地区を除く。）

- ・ 広告物の表示面積の合計は47㎡以内
- ・ ネオン照明、点滅、動光、明るすぎるLED照明等の設置禁止
- ・ 電光表示装置等の設置禁止
- ・ 投影広告物の表示禁止

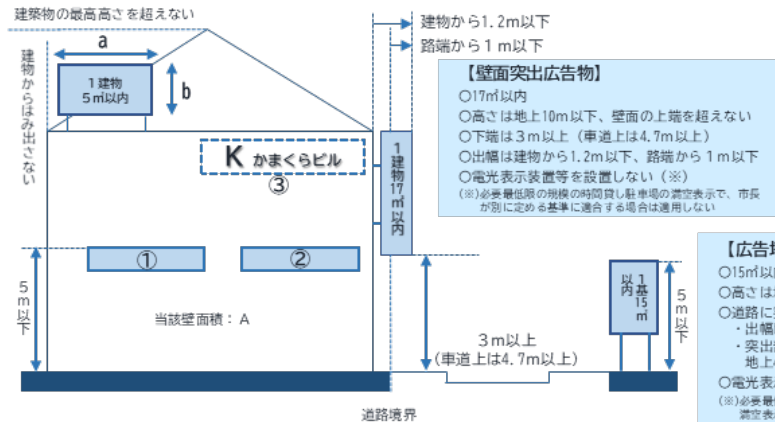
特定案内誘導広告物、広告旗の基準▶P5 参照

【屋上広告物】

- 5㎡以内（※）
- 建築物の最高高さを超えない
- $b + a = 1$ 以下
- 建築物から横にはみ出さない
- 物見塔・装飾塔等に設置しない
- 電光表示装置等を設置しない
- 点滅・動光を伴わない
- （※）屋上広告物の表示面積は最大断面積とする。

【壁面利用広告物】

- ①+②+③=10㎡以内 または $A \times 1/20$ 以内（※1）
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは5m以下（※2）
- 壁面からはみ出さない
- 電光表示装置等を設置しない
- 懸垂昇降装置のある広告幕は設置しない
- （※1） $A \times 1/20$ 以内が10㎡を超える場合は【屋上広告】の掲出不可
- （※2）③のように建築物名称等を切り文字等で掲出する場合は適用しない



【広告塔、広告板】

- 15㎡以内
- 高さは地上5m以下
- 道路に突出する場合
 - ・ 出幅は路端から1m以下
 - ・ 突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上3m以上）
- 電光表示装置等を設置しない（※）
- （※）必要最低限の規模の時間貸し駐車場の誘導表示で、市長が別に定める基準に適合する場合は適用しない

■ 第3種地域

該当地域 ○ 準工業地域、工業地域、工業専用地域（4種地域に該当する地域を除く。）

- ・ ネオン照明は、点滅・動光を伴わないこと
- ・ 明るすぎるLED照明等の設置禁止
- ・ 電光表示装置等は市長が別に定める基準によること
- ・ 投影広告物の表示は、市長が別に定める基準によること

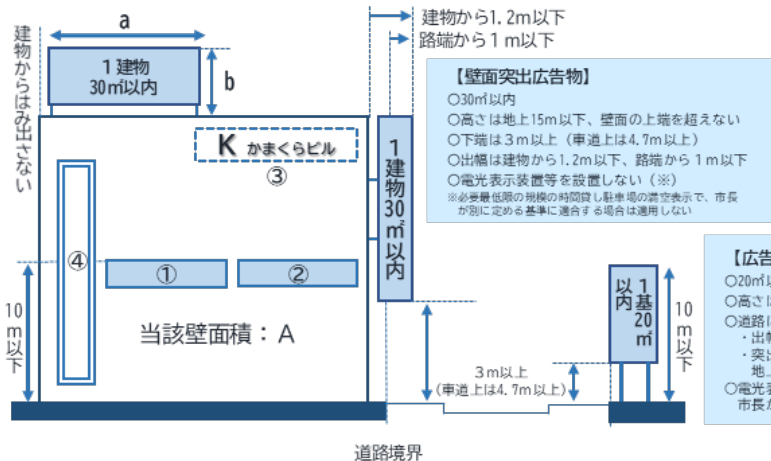
特定案内誘導広告物、広告旗の基準▶P5 参照

【屋上広告物】

- 30㎡以内（※）
- $b + a = 1$ 以下
- 高さは建築物の高さの1/3以下かつ建築物の上端から3m以下
- 建築物から横にはみ出さない
- 物見塔・装飾塔等に設置しない
- 電光表示装置等を設置しない
- 点滅・動光を伴わない
- （※）屋上広告物の表示面積は最大断面積とする。

【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④=20㎡以内 または $A \times 1/10$ 以内
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは10m以下（※1）
- 壁面からはみ出さない
- 電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準に適合
- （※1）③のように建築物名称等を切り文字等で掲出する場合は適用しない
- （※2）④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



【広告塔、広告板】

- 20㎡以内
- 高さは地上10m以下
- 道路に突出する場合
 - ・ 出幅は路端から1m以下
 - ・ 突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上3m以上）
- 電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること

■ 第4種地域

該当地域

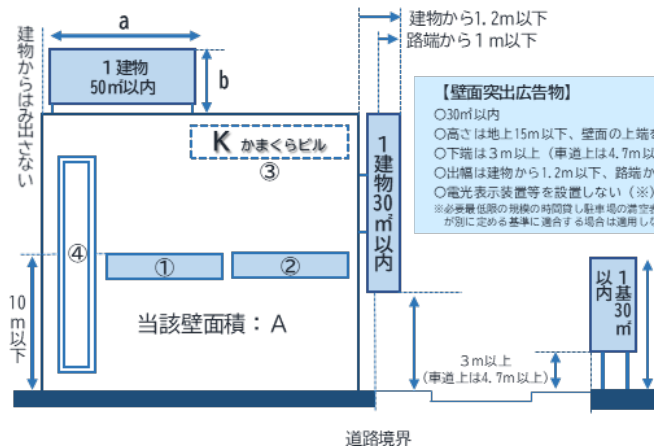
- 準住居地域、第二種住居地域（第2種地域に該当する地域を除く。）
- 一般国道・県道の両外側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

- ・ ネオン照明は、点滅・動光を伴わないこと
- ・ 明るすぎるLED照明等の設置禁止
- ・ 電光表示装置等は、市長が別に定める基準によること
- ・ 投影広告物の表示は、市長が別に定める基準によること

特定案内誘導広告物、広告旗の基準▶P5参照

【屋上広告物】
 ○50㎡以内（※）
 ○ $b \div a = 1$ 以下
 ○高さは建築物の高さの1/3以下かつ建築物の上端から5m以下
 ○建築物から横にはみ出さない
 ○物見塔・装飾塔等に設置しない
 ○電光表示装置等を設置しない
 ○点滅・動光を伴わない
 ○（※）屋上広告物の表示面積は最大断面積とする。

【壁面利用広告物】
 ○①+②+③+④=30㎡以内 または $A \times 1/10$ 以内
 ○掲出壁面は4面以下
 ○掲出高さは10m以下（※1）
 ○壁面からはみ出さない
 ○電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準に適合
 ○（※1）③のように建築物名称等を切り文字等で掲出する場合は適用しない
 ○（※1）④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



【壁面突出広告物】
 ○30㎡以内
 ○高さは地上15m以下、壁面の上端を超えない
 ○下端は3m以上（車道上は4.7m以上）
 ○出幅は建物から1.2m以下、路端から1m以下
 ○電光表示装置等を設置しない（※）
 ※必要最低限の規模の時間貸し駐車場の着定表示で、市長が別に定める基準に適合する場合は適用しない

【広告塔、広告板】
 ○30㎡以内
 ○高さは地上10m以下
 ○道路に突出する場合
 ・出幅は路端から1m以下
 ・突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上3m以上）
 ○電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること

■ 第5種地域

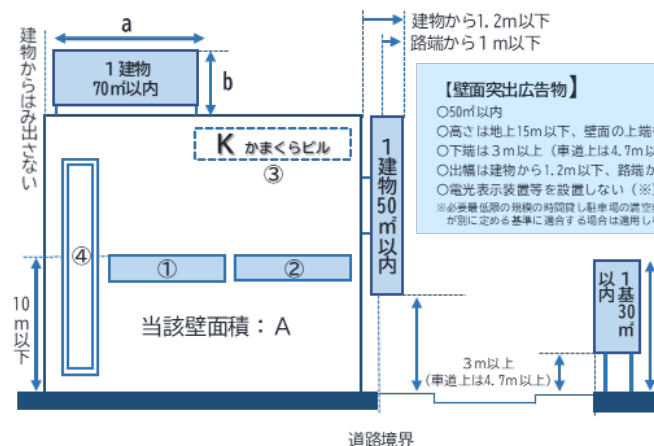
該当地域 ○ 近隣商業地域、商業地域

- ・ ネオン照明は、点滅・動光を伴わないこと
- ・ 明るすぎるLED照明等の設置禁止
- ・ 電光表示装置等は、市長が別に定める基準によること
- ・ 投影広告物の表示は、市長が別に定める基準によること

特定案内誘導広告物、広告旗の基準▶P5参照

【屋上広告物】
 ○70㎡以内（※）
 ○ $b \div a = 1$ 以下
 ○高さは建築物の高さの1/3以下かつ建築物の上端から7m以下
 ○建築物から横にはみ出さない
 ○物見塔・装飾塔等に設置しない
 ○電光表示装置等を設置しない
 ○点滅・動光を伴わない
 ○（※）屋上広告物の表示面積は最大断面積とする。

【壁面利用広告物】
 ○①+②+③+④=30㎡以内 または $A \times 1/10$ 以内
 ○掲出壁面は4面以下
 ○掲出高さは10m以下（※1）
 ○壁面からはみ出さない
 ○電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準に適合
 ○（※1）③のように建築物名称等を切り文字等で掲出する場合は適用しない
 ○（※1）④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



【壁面突出広告物】
 ○50㎡以内
 ○高さは地上15m以下、壁面の上端を超えない
 ○下端は3m以上（車道上は4.7m以上）
 ○出幅は建物から1.2m以下、路端から1m以下
 ○電光表示装置等を設置しない（※）
 ※必要最低限の規模の時間貸し駐車場の着定表示で、市長が別に定める基準に適合する場合は適用しない

【広告塔、広告板】
 ○30㎡以内
 ○高さは地上10m以下
 ○道路に突出する場合
 ・出幅は路端から1m以下
 ・突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上3m以上）
 ○電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること

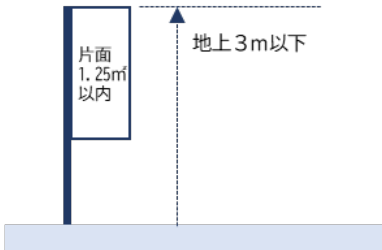
【すべての許可地域共通】

- ※ 屋上広告物の「最大断面積」とは、広告物等に対して側面から投光した場合の最大投影面積のことをいいます。
- ※ 壁面突出広告物及び広告塔、広告板の表示面積は、一面の面積ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことをいいます。
- ※ 「電光表示装置等」は、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積とすること。

■ 広告旗

すべての地域共通

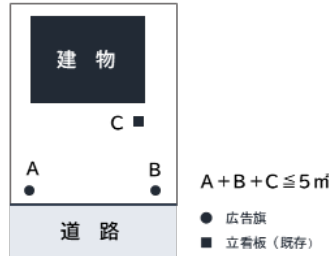
- ・表示面積は、2.5㎡（片面1.25㎡）以内
- ・高さは地上から3m以内



第1種・第2種地域

複数の広告旗を設置する場合は、一の敷地につき立看板を含む表示面積の合計は、5㎡以内とする。

※第1種地域では、自己用外広告物（適用除外のものを除く）の表示・設置禁止



第3種～第5種地域

道路の路肩から5m以内の場所に複数の広告旗を設置する場合は、相互の距離を5m以上とする。

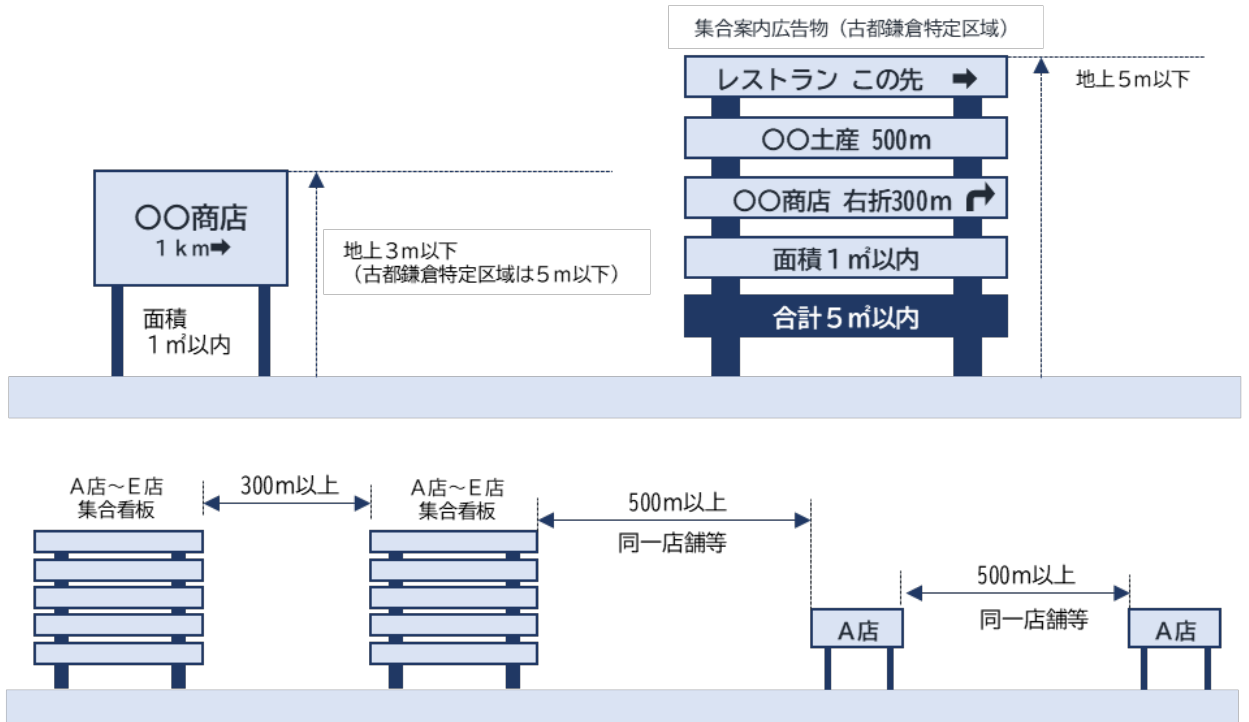


■ 特定案内誘導広告物

特定案内誘導広告物とは、市内にある店舗等の敷地から3km以内に設置され、以下の基準を満たすものです。

位置・大きさ等の基準

- ・第1種・第2種地域では、表示面積が1㎡以内で、高さは地上から3m以下
- ・古都鎌倉特定区域（第1種・第2種地域を除く）では、表示面積が1㎡以内（集合案内広告物は5㎡以内）で、高さは地上から5m以下
- ・表示事項は、店舗等の名称、方向、距離その他の案内誘導のために必要最低限のもの
- ・道路上への突出は不可
- ・内部照明、ネオン照明、点滅、動光は不可
- ・表示内容が複数の場合は、原則として、5つ以内
- ・同一店舗等の広告物の相互距離は500m以上（ただし、集合案内誘導看板の場合は300m以上）

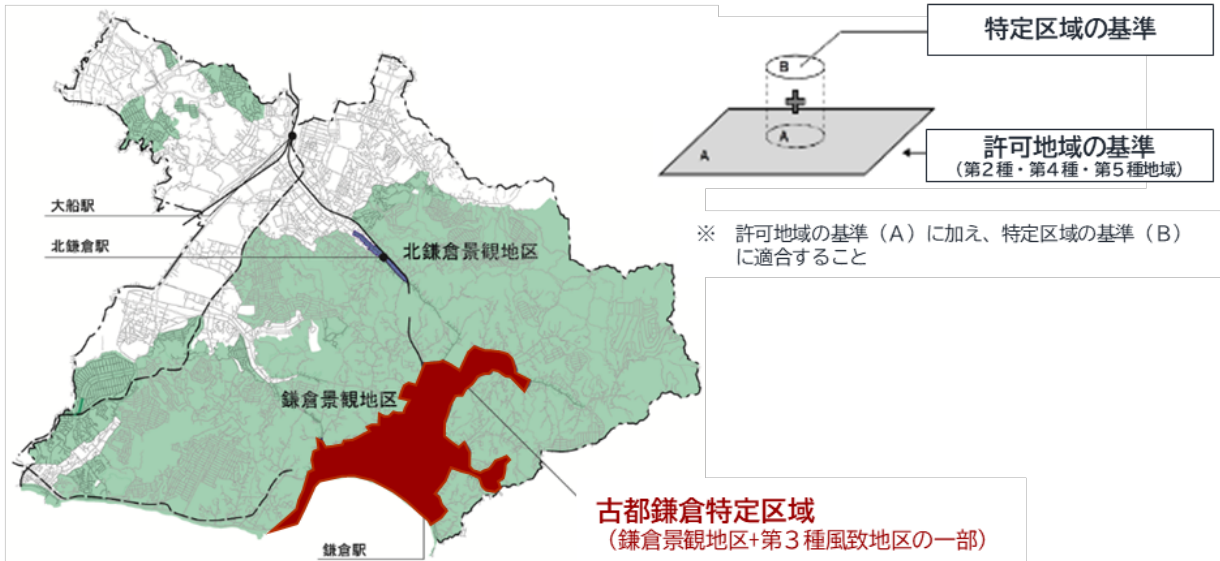


■ すべての許可地域

【壁面利用のはり紙等】 ① 1枚1㎡以内 ② 同一のものを連続して表示しないこと ③ 容易に除却できること

該当地域

- 鎌倉景観地区
- 第3種風致地区（坂ノ下、由比ガ浜四丁目、材木座五丁目、材木座六丁目地内）



古都鎌倉特定区域の基準

- ・屋上広告物は表示し、又は設置できない
- ・自己用広告物以外は表示し、又は設置できない（適用除外のもの、市内にある店舗等の敷地から3km以内に設置された「特定案内誘導広告物」、電柱の巻付け看板・添架看板、電車・自動車等の外面を利用するものを除く。）
- ・電光表示装置等は設置できない（敷地内に自己の名称、営業等の内容を表示するものを除く。）
- ・投影広告物、懸垂昇降装置のある広告幕、アドバルーンを利用したものは設置できない
- ・点滅、動光は不可
- ・明るすぎる照度を有するLED照明等の使用は不可

【コラム】発見！市内の景観づくり

鎌倉のまち並みの魅力を高めるために
まちの各所で工夫をみつけることができます！



駐車場では
料金支払機など
機器の色彩を統一



落ち着いた色彩の
歩行エリアの舗装が
歴史や自然を感じる
景観に調和



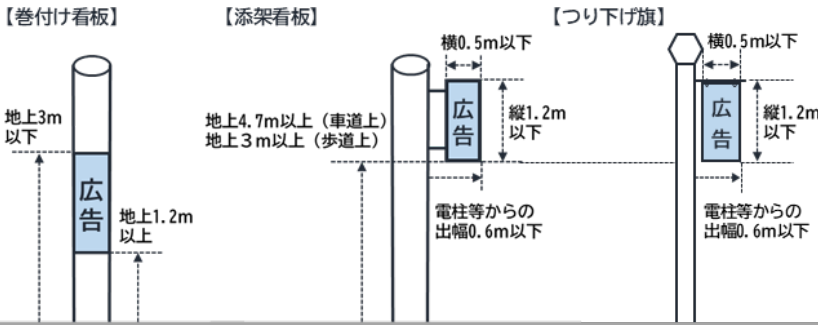
赤、青など様々な
色彩の自動販売機を
ページュに統一



市民ボランティア
（違反屋外広告物除却
協力員）との協働によ
る、普及啓発キャン
ペーンの実施

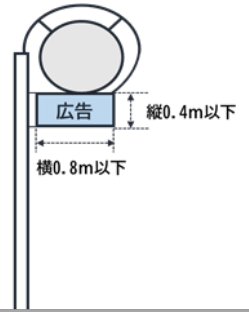
■ 電柱・街灯柱・標識柱を利用するもの

電柱・街灯柱を利用するもの



標識柱を利用するもの

例：消火栓標識柱

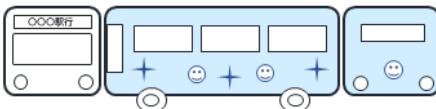
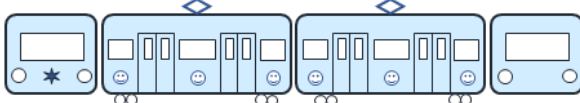


- 巻付け看板は、一の柱につき1対以内とすること。
- 添架看板は、一の柱につき1枚とすること。
- 信号機が設置されている電柱には表示・設置しないこと。
- 添架看板及びつり下げ旗は、原則として道路の中心線の反対側に向けて表示・設置すること。
- 同一の道路に表示・設置する場合は、形状及び規模を統一すること。

- 蛍光色、発光機材及び反射素材を使用しないこと。
- 一の標識につき、1枚とすること。

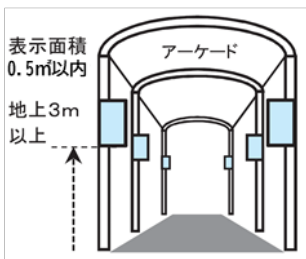
電車又は自動車等の外面を利用するもの

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 2 電光表示装置等は、設置しないこと。 3 色彩、意匠その他の表示方法が、走行する地域の景観に調和したものであること。 	所有者の事業や営業の内容を表示するものは規制の対象から除外されます（P.9⑦）
	ラッピング広告によるもの	ラッピング広告以外のもの
電車	○一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 前面又は後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で、それぞれ1件以内とすること。 2 側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下とし、横3m以下とし、かつ、表示面積の合計は一の側面につき1.8㎡以内とすること。
路線バス	○表示・設置する位置は、前面以外の外面とすること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示・設置する位置は、前面以外の外面とすること。 2 側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下とし、横3m以下とすることとし、かつ、表示面積の合計は一の側面につき1.8㎡以内とすること。 3 後面に表示・設置するものは、縦0.6m以下、横1m以下で、1件以内とすること。
路線バス・電車・共通	<ul style="list-style-type: none"> ○車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。 ○歴史的風土特別保存地区（トンネル部分を除く。）は走行しないこと。 ○鎌倉市電車・路線バス車体利用広告物自主審査実施要綱及び鎌倉市電車・路線バス車体利用広告物ガイドラインに基づき自主審査をすること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示・設置する位置は、前面以外の外面とすること。 2 側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面の表示面積の合計は1.8㎡以内とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で、1件以内とすること。 4 広報車に表示する場合は、1から3の基準は適用しないこと。



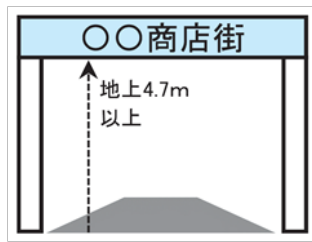
広告塔、広告板に類するもの

【アーケードに表示・設置する場合】



- 同一の商店街においては、位置・形状・規模を統一すること
- 電光表示装置等を表示・設置しないこと

【道路を横断して設置する場合】

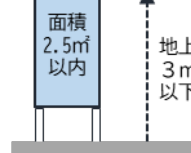


- 特定の商品名又は商店名を表示しないこと
- 電光表示装置等を表示・設置しないこと

【アドバルーン】

- バルーンは直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度45m以下とすること
- 掲揚時は常時2人以上の監視人を置くこと
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
- 広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること

【立看板】



- 一の敷地につき表示面積の合計は、第1種地域で3㎡、その他の地域で5㎡以内とすること
- 第1種地域・第2種地域には電光表示装置等を設置せず、その他の地域では市長が別に定める基準に基づき設置すること

3 禁止地域等と禁止物件

条例第5条、条例第6条

広告物等の表示・設置が禁止される「禁止地域等」及び「禁止物件」を定めています。

3-1 禁止地域等 (条例第5条)

広告物等の表示・設置が禁止される地域です。

- ① 国の重要文化財の建造物の敷地及び周囲で市長が指定する地域
・敷地の周囲 50 m以内の地域（商業系地域（第5種地域）を除く。）
- ② 国の史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域
- ③ 県の重要文化財の建造物の敷地
- ④ 市の重要文化財の建造物の敷地
- ⑤ 保安林として指定された森林のある地域
- ⑥ 歴史的風土特別保存地区
- ⑦ 近郊緑地特別保全地区
- ⑧ 特別緑地保全地区
- ⑨ 第1種風致地区
- ⑩ 農用地区域
- ⑪ 生産緑地地区
- ⑫ 河川区域及び公共下水道の敷地又は排水施設
- ⑬ 公共海岸
- ⑭ 道路及び鉄道の路線用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する地域
- ⑮ 景観計画において眺望点として選定した場所からの眺望景観を保全し、又は創出するために、特に必要があると認めて市長が指定する区域

※ ⑨第1種風致地区並びに、⑭⑮の市長が指定する地域・区域は、現在、未指定です。

3-2 禁止物件 (条例第6条)

広告物等の表示・設置が禁止される物件です。

広告物等の表示・設置を全面的に禁止 (第1項)	①橋りょう（ガード類含む）、②トンネル、③高架構造物、④分離帯、⑤街路樹、⑥路傍樹、⑦信号機、⑧道路標識、⑨道路反射鏡、⑩里程標、⑪防護柵、⑫駒止、⑬消火栓、⑭火災報知機、⑮指定消防水利標識、⑯防火水槽標識、⑰郵便差出箱、⑱信書便差出箱、⑲公衆電話所、⑳公衆便所、㉑路上に設置する変圧器・配電器、㉒送電塔、㉓送受信塔、㉔照明塔、㉕煙突、㉖ガスタンク・水道タンクその他これらに類する物件、㉗銅像・神仏像・記念碑その他これらに類する物件、㉘景観重要建造物、㉙景観重要樹木、㉚歴史的風致形成建造物
広告物の直接表示を禁止 (第2項)	①石垣・擁壁その他これらに類する物件
はり紙・はり札、広告旗、立看板の表示を禁止 (第3項)	①電柱・街灯柱その他これらに類する物件、②消火栓標識、③バス停留所の上屋、④植樹帯、⑤ベンチ
広告物の表示を禁止 (第4項)	①道路の路面

4 規制を受けない（適用除外） 広告物 条例第9条・規則第4条

社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物等は、規制の対象から除外されます。

区分		要件				
許可手続き（条例第4条）が不要	禁止地域等（条例第5条）、禁止物件（条例第6条）の適用除外	許可基準（条例第8条）の適用除外	特定区域の基準（条例第10条）の適用除外	①法令の規定により表示し、又は設置するもの		
				②国、地方公共団体又は公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの	○国又は地方公共団体の公報資料又は広報資料 ○国又は地方公共団体の案内板又は掲示板 ○災害、伝染病の発生等により緊急な事項を告示するもの	
					○地縁団体等の公共的団体が設置する案内板その他これらに類するもので、右の基準をすべて満たすもの	○広告物の表示面積が2㎡以内であるもの ○地上から上端までの高さが2m以下であるもの ○電光表示装置等を使用しない ○ネオン照明、点滅、動光を伴わない、明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しない ○投影広告物を表示しない
					○その他市長が認めるもの	
				③公職選挙法の選挙運動のために表示し、又は設置するもの		
				④工事現場の板塀、仮囲い及び飛散防止シートその他これに類するもので、周囲の景観に調和するもの	○営利を目的としないもの ○工事期間が3年間を超えない工事現場に表示する自己用広告物	
				⑤冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの		
				⑥講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場敷地内に表示し、又は設置するもの		
				⑦電車又は自動車等に表示するもの	○電車又は自動車等の車体に、所有者・管理者の氏名、名称、商標又は所有者若しくは管理者の事業・営業内容を表示するもの ○自動車の使用の本拠地が、本市の区域外にある場合で、使用の本拠地の都道府県・市町村の条例の規定に従って表示するもの	
				⑧公益上必要な施設・物件に寄贈者名を表示するもの	○表示面積の合計は0.5㎡以内とし、かつ、当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の10分の1以内であるもの ○表示される者が寄贈者であることが分かるもの	
⑨自己の住宅又は敷地内に住所、氏名等を表示し、又は設置するもの	○表示面積の合計が10㎡以内（禁止地域等、広告景観形成地区にあっては5㎡以内）であるもの	○建築物の上部から突出するものについて、右の基準をみたすもの	○第1種地域及び古都鎌倉特定区域では設置しない ○第2種地域及び第3種地域では、条例別表第2の基準に適合するもの ○第4種地域及び第5種地域では、建築物の上端から広告物等の上端までの高さが4m以下、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下であるもの			
⑩海水浴場が設置されている期間中の海水浴場区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴場利用者の利便に専ら供される施設に表示し、又は設置するもの	○表示面積の合計が35㎡以内であるもの ○建築物の上部に突出するものにあつては、建築物の上端から高さ2m以下であるもの ○自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるもの ○形状、色彩、意匠その他表示の方法が地域の景観に調和したもの					
⑪駐車場の敷地内において車両の進路等を案内するため、路面等に表示するもの						

区 分	要 件	
許可手続き（条例第4条）が不要 禁止地域等（条例第5条）、禁止物件（条例第6条）の適用除外	⑫ 自己の店舗等又はその敷地内に自己の店舗等の所在地、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示し、又は設置するもの	○表示面積の合計が10㎡以内（禁止地域等、広告景観形成地区にあっては5㎡内）であるもの ○自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるもの ○建築物の上部から突出するものにあつては、第4種地域及び第5種地域では、建築物の上端から広告物等の上端までの高さが4m以下、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下であるもの
	⑬ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により表示し、又は設置するもの	○表示面積の合計が1㎡以内であるもの ○地上から広告物等の上端までの高さが2m以下であるもの
禁止地域等（条例第5条）、禁止物件（条例第6条）の適用除外	⑭ 法人その他の団体が表示し、又は設置するもので、その広告料収入の全部又は一部を地域における公共的な取組の費用に充てるもの	
	⑮ 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置するもので、その広告料収入の全部を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理費用に充てるもの	○国又は地方公共団体等が表示し、若しくは設置又は管理する案内板、揭示板、バス停留所の上屋、植栽帯、ベンチ、公衆便所、歩行者通路（車道等から分離し、設置された歩行者専用通路（横断歩道橋を除く）又は広場）その他これらに類するもの
禁止地域等（条例第5条）、禁止物件（条例第6条）の適用除外	⑯ 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類するもの	○政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの、地縁団体が慣例的に表示するもの、営利を目的としないと認められる会合・催物類の掲示をするもの ○表示面積1㎡以内であるもの
	⑰ 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が表示するもので、公益上必要と認められるもの	

5 広告景観形成地区

条例第8条第3項・条例第33条・条例第34条

良好な景観形成や風致の維持のため、特に必要であると認められる地域を指定し、それぞれの街並みに合った広告物等の誘導や規制ができる制度です。

広告景観形成地区に指定されるとどうなるの？

- (1) 広告景観形成地区の指定にあたっては、地域における良好な広告物等の設置を促進するための自主的なルールとなる**広告景観形成方針**を定めます。

広告景観形成指針に掲げる事項

- ① 広告物等の表示・設置に関する基本目標・方針
- ② 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示・設置の方法に関する事項

- (2) 指定された地区に広告物等を表示し、又は設置する場合は、**広告景観形成方針**に適合するよう努めなければなりません（一部の広告物等を表示し、又は設置する際に届出義務があります。）。
- (3) 地域の**広告景観**の形成を促進するため、**専門家**の派遣等の**技術的支援**や**必要な助言**を得ることができます。



話し合いでルールを定める



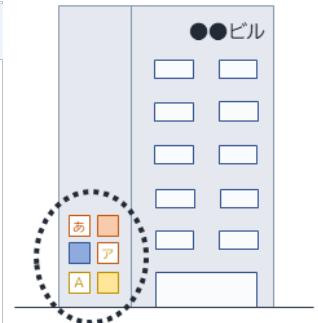
6 広告協定

条例第35条

良好な景観を形成するため、**土地所有者等**や**建築物所有者等**が**広告物**に関する協定を締結したとき、その協定が**適当**である旨の**市長の認定**を受けることができる制度です。

広告協定の認定を受けるには？

- (1) 一定の区域やテナントビル等の**建築物単位**で締結した協定について認定を受けることができます。
- (2) 広告協定には、次に掲げる事項を定めます。
 - ① 広告協定の対象となる区域又は建築物
 - ② 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示・設置の方法に関する事項
 - ③ 広告協定の有効期間
 - ④ 広告協定に違反した場合の措置
 - ⑤ その他広告協定の実施に関し必要な事項
- (3) 広告協定の認定を受けたときは、**技術的支援**や**必要な助言**等を得ることができます。



建築物単体での協定イメージ

7 技術的支援、表彰制度

条例第38条

良好な**広告景観**の形成を図るため、市は**技術的支援**に努めるとともに、**優良な広告物等**の**表彰**等による**啓発活動**の推進に努めます。

表彰制度（景観づくり賞）とは？

都市景観の形成に貢献したと認められる者及び団体を表彰する制度です。これを広く紹介することによって、景観づくりへの意識を高め、景観づくりに関する市民相互の連携を深めることを目的としています。

第3回景観づくり賞では、「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんばん」をテーマとし、鎌倉らしいデザインや掲出方法を市民・事業者・行政で共有し、優良な看板（広告物）を表彰しました。



▲ 平成21年・第3回景観づくり賞表彰された看板（抜粋）

8 許可申請手数料と許可期間

区分		単位	金額	許可期間の上限
はり紙		50枚	500円	1月
はり札		1枚	300円	1年
立看板		1基	300円	3月
建築物の壁面に直接表示し、又は設置するもの	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告物等の表示面積が5㎡を超えるときは、1,500円にその超える5㎡又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年 懸垂装置により掲出するものは1年
	照明装置のあるもの	1基	2,400円 (広告物等の表示面積が5㎡を超えるときは、2,400円にその超える5㎡又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
建築物の壁面から突出するもの及び建築物の上部から突出するもの	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告物等の表示面積が5㎡を超えるときは、1,500円にその超える5㎡又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年
	照明装置のあるもの	1基	2,400円 (広告物等の表示面積が5㎡を超えるときは、2,400円にその超える5㎡又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、道路を横断して設置するもの又は案内板	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告物等の表示面積が5㎡を超えるときは、1,500円にその超える5㎡又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年
	照明装置のあるもの	1基	2,400円 (広告物等の表示面積が5㎡を超えるときは、2,400円にその超える5㎡又はその端数ごとに2,400円を加算した額)	
アーチ	照明装置のないもの	1基	6,000円	3年
	照明装置のあるもの	1基	9,000円	
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1,000円	1月
	照明装置のあるもの	1個	1,500円	
広告旗	許可期間が3月以内のもの	1本	300円	3年
	許可期間が3月を超えるもの	1本	1,500円	
電柱を利用するもの、街灯柱を利用するもの及び標識柱を利用するもの		1枚	300円	3年
電車又は自動車等の外面を利用するもの		1台	800円	1年

※ はり紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

※ 広告幕（表示面が固定されていないもの）の許可期間の上限は、3月以内とする。

※ 許可期間が3月を超える場合の当該許可期間の終期は、月の末日とする。

※ 特定案内誘導広告物は「案内板」とする。ただし、集合案内広告物の場合は、単位の欄の1基を一つと読み替える。

9 設置者等の義務

条例第12条～第20条
規則第10条、第12条

※「設置者等」とは、広告物等の「表示者」「設置者」「管理者」「所有者」「占有者」を指します。

9-1 広告物を表示する場合の義務

- (1) 許可の継続及び内容の変更（条例第12条第3項、条例第13条第1項）
 - ・許可期間満了後、更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、期間満了の30日前までに、継続許可申請をしてください。
 - ・許可を受けた後、許可を受けた広告物の表示内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、変更等の許可申請をしてください。
- (2) 許可の表示（条例第14条）
 - ・許可を受けた方は、交付された「許可を受けた旨の表示」を該当の広告物等に貼り付けてください。
- (3) 管理義務・点検（条例第15条、条例第16条）
 - ・設置者等は、広告物等を良好な状態で管理しなければなりません。
 - ・設置者等は、有資格者（※1）に広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検（※2）をさせなければならない。
- (4) 特定屋外広告物安全管理者の設置関係（条例第17条、条例第18条、規則第10条）
 - ・建築物の上部に突出する広告物等及び広告塔・広告板で高さが4 mを超えるもの、道路を横断するものを設置するときは、特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない。
 - ・特定屋外広告物安全管理者や広告物等の表示者・設置者・管理者に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。
- (5) 除却の義務（条例第19条、条例第20条、規則第12条）
 - ・許可を受けた者は、許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、10日以内にこれを除却しなければならない。
 - ・広告物等を表示し、又は設置する必要がなくなったときは、速やかに広告物を除却しなければならない。
 - ・広告物等を除却し、又は滅失したときは速やかに屋外広告物除却（滅失）届を提出しなければならない。

※1 特定屋外広告物安全管理者（点検できる有資格者）

- (1) 登録試験機関が広告物等の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う広告物等の表示・設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会に準じた講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (4) 建築士法第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者
- (5) 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者
- (6) その他(1)～(5)に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認定した者

※2 点検項目

- 危険の兆候をチェックし、早期発見で事故防止！
- 継続許可申請時には、点検状況を撮影したカラー写真を添付した屋外広告物点検報告書の提出が必要です。
- 点検の結果、補修を要する箇所があったときは、速やかに必要な補修を行い、補修後のカラー写真を添付した屋外広告物補修結果報告書の提出が必要です。

点検箇所

基礎部・上部構造

支持部

取付部

広告板

照明装置

その他（付属部品等）

変形・破損

傾斜、ひび割れ、ぐらつき等がないか？

サビ・汚れ

鉄骨やボルトが錆びて腐食していないか？
外壁などにサビ汁の跡がないか？（内部腐食の疑い）

ズレ・欠落・緩み

板面のズレや取付具の欠落はないか？（落下の前触れ）
ボルト等の緩みはないか？

照明不点灯・設定

漏電していないか？（火災の可能性）
調光器は適切に稼働しているか？



9-2 違反広告物に対する措置

- (1) 指導等（条例第21条）
 - ・条例の違反行為に対して、是正・改善するための指導、助言及び勧告をすることがあります。
- (2) 許可の取消し（条例第22条）
 - ・(3)の命令に違反したときは、許可条件への違反や虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。
- (3) 違反に対する措置（条例第23条）
 - ・条例、規則、許可条件に違反した広告物等があるときは、改修・移転、除却などの措置を命ずることがあります。
- (4) 公表等（条例第24条）
 - ・違反に対する勧告・命令に対し、正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。
 - ・神奈川県に屋外広告業の登録をしている者を公表した場合には、その旨を神奈川県知事に通知します。
- (5) 違反の表示（条例第25条）
 - ・条例・規則に違反した広告物等に、違反である旨を表示することがあります。
- (6) 報告及び立入検査（条例第32条）
 - ・広告物等について、報告や資料の提出を求めたり、建物やその敷地に立入り、検査や質問をしたりすることがあります。
- (7) 罰則（条例第47条～第51条）
 - ・条例の違反行為に対しては、刑罰（50万円以下の罰金）を科せられることがあります。
 - ・違反の表示（条例第25条）を故意に剥がしたときは、過料（2千円以下）を処されることがあります。
- (8) 簡易除却（法第7条第4項）
 - ・電柱などに表示されている違反のはり紙、はり札、広告旗、立看板等は、鎌倉市職員及び市民（違反屋外広告物除却協力員）により撤去します。

9-3 屋外広告業を営む方の義務

- (1) 屋外広告業の登録（神奈川県屋外広告物条例第24条）
 - ・屋外広告業を営もうとする方は、登録が必要です。
- (2) 変更・廃業等の届出（神奈川県屋外広告物条例第28条、第29条）
 - ・登録事項に変更があったり、屋外広告業を廃業したりしたときは、変更又は廃業の日から30日以内に届出を行う必要があります。
- (3) 業務主任者の設置（神奈川県屋外広告物条例第32条）
 - ・営業所ごとに「業務主任者（※1）」を置く必要があります。
- (4) 標識の掲示（神奈川県屋外広告物条例第33条）
 - ・登録を受けた方は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。
- (5) 罰則（神奈川県屋外広告物条例第52条、第54条、第55条、第57条、第58条）
 - ・条例の違反行為に対しては、刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科せられることがあります。

※1 業務主任者

屋外広告士、屋外広告物講習会修了者又は広告美術仕上げに関する職業訓練指導員、技能検定合格者、職業訓練修了者などの資格を有する者です。屋外広告物講習会は、年1回県内で開催しています。（主催：神奈川県）
(1)～(5)の屋外広告業に関する事務は神奈川県の業務となります。

10 経過措置

条例付則

- ① この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例の規定によりされた処分・手続等は、この条例の相当規定によりされたものとみなします。
- ② この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例の規定により適法に表示され、又は設置されていた広告物等で、この条例の禁止地域等及び禁止物件の規定に適合しないものは、令和14年(2032年)3月31日までは、表示し、又は設置することができます。
- ③ この条例の施行の際、神奈川県屋外広告物条例の規定により適法に表示され、又は設置されていた広告物等で、この条例の基準に適合しないものは、令和14年(2032年)3月31日までは、表示し、又は設置することができます。
- ④ ②③に該当する広告物等を変更・改造・移転するときは、変更・改造・移転する日の前日までの間、表示し、又は設置することができます。

11 屋外広告物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第4号イ
条例第8条

鎌倉市景観計画では、鎌倉市屋外広告物条例とは別に、広告物等の表示・設置に関し、次の事項を定めています。広告物等の形態意匠をデザインする場合は、この景観形成基準に適合するものとし、周辺の景観に好影響を与え、まち並みの魅力を高めるものとなるよう、設置場所や方法、規模に留意するとともに、デザイン、色彩、素材に十分注意してください。

11-1 全市共通事項

歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った広告物等の誘導を図るため、次の事項に配慮してください。

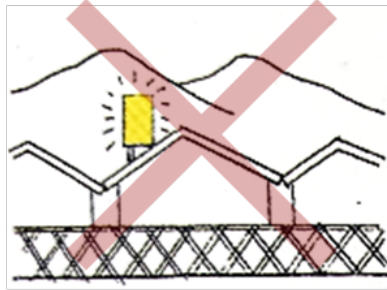
規模

- 建築物の敷地内に納め、複数の広告物はコンパクトに集約化する。
- 建築物の規模や周辺のまち並みと不調和な規模とならないよう配慮する。
- 同一内容の広告物を連続して表示しない。



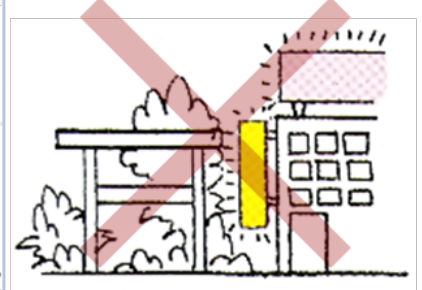
設置位置

- 道路のビスタ（見通し景観・眺望）の保全に配慮し、極力低層部に設置する。
- 地面に直接表示しない。



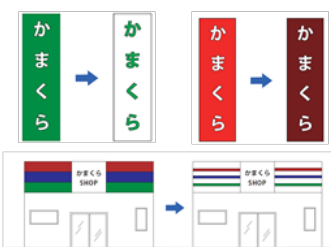
立地条件への配慮

- 文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や景観重要樹木などの景観形成上重要な施設の隣接地にあっては、当該施設が醸し出すイメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。
- 鉄道の車窓から見える場所に設置するものにあつては、車窓景観の保全に配慮する。
- 海岸沿いに自己用外の広告物を設置しない。



色彩・デザイン

- 建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。
- 彩度6以下の控えめな色彩とするとともに、3色程度とする。
- 全国共通のデザインやコーポレートカラーであっても、彩度6を超える場合は、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮をする。
- 写真等誘目性の高いものの設置は控える。
- 蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。
- 自動車運転者等の距離感や平衡感覚を惑わすデザイン（渦巻き模様等）は使用しない。



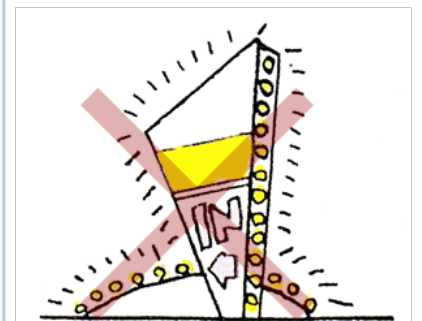
素材

- 素材の選定にあたっては、耐久性やメンテナンス、美しい経年変化を考慮する。



照明・音

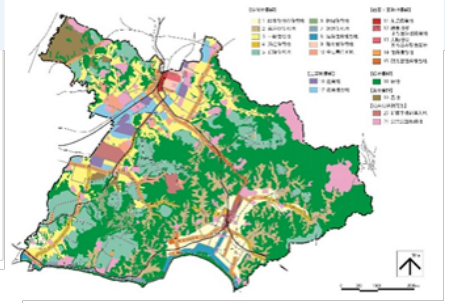
- 激しい点滅を伴う照明装置は設置せず、間接照明などの控えめ、かつ暖かみのある照明を効果的に使用する。
- 音声を伴う広告物は設置しない。



11-2 地域（土地利用類型）別事項

地域ごとの景観特性や景観形成方針と一体となった広告物等の誘導を図るため、全市共通事項に加え、21の土地利用類型別事項を定めています。

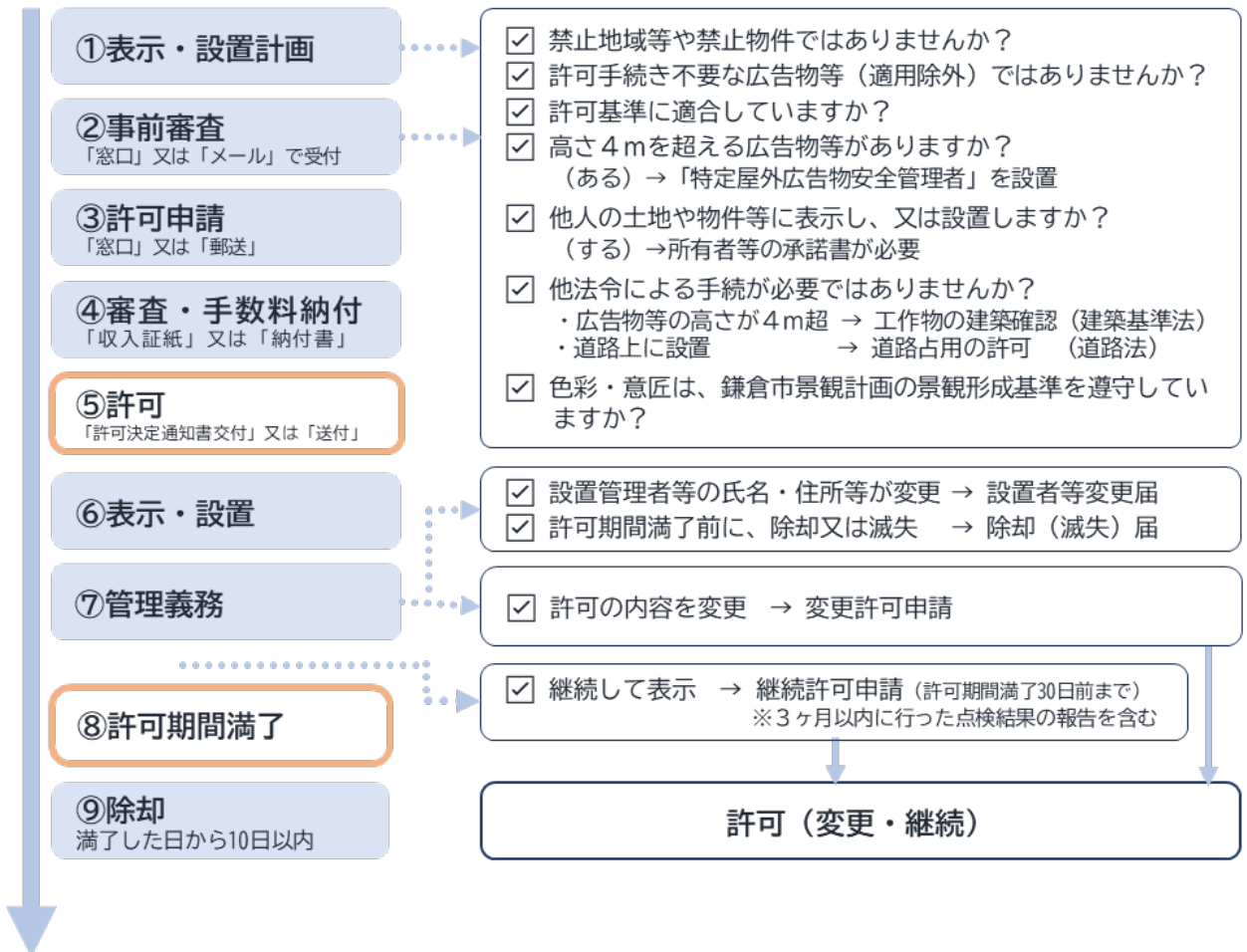
土地利用類型は、鎌倉市屋外広告物条例の許可地域と異なりますので、ご注意ください。



※「○」印は、制限事項が適用される土地利用類型を示す。

土地利用類型 制限事項	旧市街地の住宅地	谷戸の住宅地	丘陵住宅地	林間住宅地	一般住宅地	都市型住宅地	中高層住宅地	沿道住宅地	住商複合地	海浜住宅地	海浜住商複合地	拠点商業地	大船地域まち並み型商業地	鎌倉まち並み型商業地	観光住商複合地	産業地	産業複合地	緑地	農地	新都市機能導入地	公共公益施設地
自己用外の広告物は設置しない		○			○			○	○					○							○
広告物の設置は原則禁止とする やむを得ず設置する場合は自己用に限る																		○	○		
景観資源としての魅力を損ねないような位置とする																		○	○		○
必要最低限の規模とし、設置は良好な住宅地景観を阻害しない位置とする		○																			
必要最低限の規模とし、周辺の山並みへの眺望を保全する					○																
必要最低限の規模とし、周辺の山並みへの眺望や道路のビスタを保全する								○						○							
必要最低限の規模とし、海や斜面緑地への眺望や道路のビスタを保全する										○											
必要最低限度の規模とし、道路のビスタを保全する																				○	
必要最低限度の規模とする																		○	○		○
極力規模を抑え、道路のビスタを保全する												○				○					
周辺の自然環境と調和した質感のある素材を使用する		○																			
周辺の自然や歴史的環境と調和した質感のある素材を使用する														○							
周辺の自然環境と調和した素材、色彩とする					○								○								
周辺の自然環境と調和した素材を使用する										○								○	○		○
周辺の自然や歴史的環境と調和した素材、色彩とする								○												○	
周辺の自然環境との調和に配慮した素材、色彩とする																○					
周辺の自然環境との調和に配慮した素材を使用する																					
建築物と同系統色又は白とするなど控えめな色彩とする										○											
アースカラーとする等控えめな色彩とする																		○	○		○
屋上広告物は設置しない		○			○			○	○					○							○
電光表示装置は使用しない（駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く）		○			○			○	○					○		○					○
照明装置及び電光表示装置は設置しない																		○	○		
照明装置及び電光表示装置は設置しない（駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く）																					○
海の家は、国道134号から海への眺望を保全するため、極力低層部の設置、国道134号側に向けた広告物の掲出はしない																		○			

12 許可申請フローチャート



	許可申請書	委任状 (第三者が申請を行う場合)	点検報告書 (点検写真(ラジ)を撮影したもの)	補修結果報告書 (補修後を撮影したもの)	案内図 (付近見取り図)	配置図 (広告物の設置位置場所を示す図面)	構造図 (広告物等の形状、寸法、構造、設置高さ等を示す図書)	意匠図 (着色しマンセル値を記入した図面)	所有者等承諾書 (設置場所が自己の所有でない場合)	返信用封筒 (手数料を納入通知書で納付する場合は2通)
事前審査	●	—	—	—	●	●	●	●	—	—
新規申請	●	●	—	—	●	●	●	●	●	● ※1
継続申請	●	●	● ※2	● ※3	●	— ※4	— ※4	— ※4	● ※5	● ※1

- ※ 建築確認を要する工作物を設置する場合は、当該工作物の確認済証の写しを提出してください。
- ※ 事前審査の際には申請時に必要な書類一式（押印不要）をご用意ください。
- ※ 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合は、資格証明書の写しを添付してください。
- ※ 敷地のカラー写真（状況及び位置関係が分かるもの）を添付してください。
- ※1 納入通知書を送付するために1通、許可書を送付するために1通、計2通（切手を貼付・送付先を記入）が必要です。
- ※2 許可申請日の3ヶ月以内に点検を実施し、報告書を作成してください。点検実施者は、9の※1（P13）で示す有資格者でなければいけません。
- ※3 点検の結果、補修が必要ない場合は不要です。
- ※4 未申請物件や前回許可以降に板面を変更した物件がある場合は、新規申請と同様の図書が必要です。
- ※5 設置場所が自己の所有でない場合のみ必要となります。

お問い合わせ先

鎌倉市 都市景観課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL : 0467-61-3477(直通)

mail : keikan@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ ▶

